

第 7 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年4月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 45 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年3月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1号ア、第4条の4第1項第1号、第4条の7第1項第1号ア及び第4条の13第1項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第4条の14第1項第1号中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成34年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。